



鳥取県公報

平成 22 年 10 月 26 日(火)
第 8 2 4 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	公共測量の実施（2件）（622・623）（技術企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（624）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 2
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（625）（東部総合事務所県民局）・・・・・・・・ 3
	土地改良事業計画の変更協議の適否の決定（626）（東部総合事務所農林局）・・・・・・・・ 3
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除（52）・・・・・・・・・・ 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集（23）（教育総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	警備員指導教育責任者講習の実施（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第622号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取地方気象台長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年10月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
- 2 作業期間 平成22年10月5日から同年11月30日まで
- 3 作業地域 米子市及び境港市

鳥取県告示第623号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年10月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（境港市内浜地区地形図作成）
- 2 作業期間 平成22年10月6日から平成23年2月25日まで
- 3 作業地域 境港市内浜地区

鳥取県告示第624号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年10月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
児童福祉法第56条第2項に基づく徴収金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県福祉保健部子育て支援総室家庭福祉室
室長 宮本 則明
副主幹 但馬 浩生
主事 宮本 佳世子
主事 中村 安弥子
- 3 委任期間

平成22年10月20日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第625号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年12月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年10月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成22年10月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人砂オペ実行委員会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
富田 祐貴
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市正蓮寺126-13
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取砂丘における野外オペラ公演「砂オペ」を中心として、文化・芸術の力と地域の本来持っている魅力を広くアピールする事業を行うことにより、地域、世代、ジャンルを超えた人々の交流の場を創出し、文化の発信地として明るく展望のある地域づくりに寄与することを目的とする。

鳥取県告示第626号

鳥取市が行う土地改良事業（非補助土地改良事業福井地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年10月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成22年10月26日から同年11月15日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に鳥取県東部総合事務所長に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第52号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成22年10月26日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市福部町久志羅集会所	鳥取市福部町久志羅239
鳥取市福部町左近集会所	鳥取市福部町左近360
鳥取市鹿野町河内下条集会所	鳥取市鹿野町河内6952
鳥取市鹿野町今町集会所	鳥取市鹿野町今市456-4
鳥取市鹿野町加治町集会所	鳥取市鹿野町鹿野1467-1
鳥取市国府町神護生活改善センター	鳥取市国府町神護676
鳥取市国府町三代寺宮の杜集会所大会議室	鳥取市国府町三代寺746-31
鳥取市佐治町下加瀬木生活改善センター	鳥取市佐治町加瀬木349-1
鳥取市佐治町加瀬木集会所	鳥取市佐治町加瀬木1285-4
鳥取市佐治町小田生活改善センター	鳥取市佐治町加茂1867
鳥取市青谷町小畑生活改善センター	鳥取市青谷町小畑399-5

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第23号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成22年10月26日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

- 1 日時 平成22年10月29日（金）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県就学指導委員会規則の一部改正について
 - (2) その他

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成22年10月26日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 講習に係る警備業務の区分

ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

イ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 講習の区分

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	平成23年1月17日（月）	午後1時20分から午後5時10分まで
		平成23年1月18日（火）から同月24日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成23年1月25日（火）	午前8時30分から午後2時30分まで
	追加取得講習	平成23年1月18日（火）	午後1時20分から午後5時10分まで
		平成23年1月19日（水）及び同月24日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成23年1月25日（火）	午前8時30分から午後2時30分まで
4号警備業務	新規取得講習	平成23年1月19日（水）から同月21日（金）まで	午前8時から午後5時10分まで
		平成23年1月24日（月）	午前9時30分から午後5時10分まで
		平成23年1月25日（火）	午前8時30分から午後2時30分まで
	追加取得講習	平成23年1月24日（月）	午前9時30分から午後5時10分まで
		平成23年1月25日（火）	午前8時30分から午後2時30分まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受講定員

(1) 新規取得講習 各警備業務とも10名程度

(2) 追加取得講習 各警備業務とも5名程度

5 講習事項

(1) 新規取得講習

ア 警備業務実施の基本原則に関すること。

イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。

ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。

エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

(2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近 5 年間に通算して 3 年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの
- 7 受講申込書の受付期間
平成 22 年 11 月 8 日（月）から同月 12 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、定員になり次第締め切る。
- 8 受講申込書の提出先
鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）
- 9 受講申込書の提出部数等
受講申込書は 1 通とし、写真（受講申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさのもの）をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 新規取得講習を受講しようとする者にあつては、次に掲げる書類各 1 通
- ア 6 の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- イ 6 の(1)のイに該当する者にあつては、1 級検定に係る合格証明書の写し
- ウ 6 の(1)のウに該当する者にあつては、2 級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- エ 6 の(1)のエに該当する者にあつては、旧 1 級検定に係る合格証の写し
- オ 6 の(1)のオに該当する者にあつては、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (2) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、資格者証等の写し 1 通及び(1)のアからオまでのいずれかの書面
- 10 受講手数料及び納付方法
受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- | 警備業務の区分 | 講習の区分 | 受講手数料 |
|---------|--------|----------|
| 1 号警備業務 | 新規取得講習 | 47,000 円 |
| | 追加取得講習 | 23,000 円 |
| 4 号警備業務 | 新規取得講習 | 34,000 円 |
| | 追加取得講習 | 10,000 円 |
- 11 その他
- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23

－0110) にすること。